

土地改良区広報

会津宮川

2022年5月
第30号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課
印刷 北斗印刷株式会社



写真：宮川防災ダム（昭和 37 年完成）



夢のある農村づくりを目指して

目次	① 理事長あいさつ	(P2)
	② 第18回通常総代会	(P3)
	③ 令和4年度組合費及び決済金基準額	(P3)
	④ 令和4年度収支予算	(P4)
	⑤ 令和4年度配水計画	(P5)
	⑥ 発電に関する大切なお知らせ	(P6~P7)
	⑦ 退職職員及び新規採用職員の紹介	(P8)

面積及び 組合員	地目	田：3,780.5ha
		畑： 646.6ha
		計：4,427.1ha
	組合員	3,958人

理事長あいさつ



理事長
杉山純一

青葉の候、組合員並びに各関係機関の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また日頃より本土地改良区の業務運営並びに事業推進に対し、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

今春の農作業における用水確保は、積雪が多かったことにより十分に供給ができるのではないかと安心しているところであります。しかしながら、これからの天候に左右されますので、農業用水の使用については各組合員が協力しながら対応していただきたいと思っております。

さて、組合員の皆様もご存知のとおり、本土地改良区では平成25年度から再生可能エネルギーの固定価格買取制度を適用し、小水力発電の電力を一定価格で電気事業者が買い取り、売電収益を確保してきました。その収益を各施設の維持管理費に充当し、組合員皆様の負担軽減を図って参りましたが、その制度も令和6年10月で終了してまいります。

そのことにより、維持管理経費への充当可能額が無くなり、組合員の皆様には負担をお願いせざるを得ない状況になってまいります。

しかし、本土地改良区では制度終了に向けた積立てを行ってまいりましたので、組合員の負担が急増しないように対策を講じて参ります。

何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

地域農業を支える団体として農業農村振興はもとより、国土を守る基盤として重要な役割を持つ土地改良施設を次世代に繋げていくことが私たちの使命でもありますので、現下の重要課題を的確に捉え中長期的に計画を立て対応してまいりたいと考えております。

現在も未だ収束することのない新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業が低迷するなど、食料消費面や農業生産・販売面等の多大な影響を受けており、またロシアによるウクライナ侵攻に伴い、エネルギー関連や小麦などの穀物価格が高騰し、日本にとっては更に影響を受けることとなります。

その影響を少しでも減少させる一つの手段として、国産農産物の消費に力を入れながら食料自給率のアップを目指し、加えて会津の基幹産業である農業発展のために、従来のお米を中心とした営農計画から高収益を求めめる作物への転換に向け、計画見直しをするチャンスだと考えます。

本土地改良区では、今後も農業生産にとって最も基礎的な資源である農地と農業水利施設をしっかり整備して参ります。

最後に、この広報がお手元に届くころには田植えが始まっており、今年一年豊作でありますことを願うとともに、皆様方のご健勝と更なるご活躍をご祈念申し上げご挨拶と致します。

第18回通常総代会が開催されました



3月24日（木）午後1時30分より、第18回通常総代会が開催されました。本総代会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面議決書による議決を行い、出席者数を最小限に抑えて開催致しました。総代現数43名中、書面議決提出者数は40名となり、渋井浩記会計担当理事が開会を宣言し、杉山純一理事長が挨拶を述べました。

続いて、第1選挙区の諏訪賢一総代（赤留）が議長に選出され、議事録記名人【第1選挙区：板橋信幸総代（和泉新田）、第2選挙区：鈴木浩総代（大村）】及び書記の指名の順で会議は進められました。総代各位の慎重審議の結果、提出された案件は全て可決決定され、午後2時30分に閉会致しました。

提出案件

- 報告（1） 令和3年度臨時総代会以降の業務経過報告について
- 報告（2） 令和3年度定期監査報告
- 承認第1号 令和3年度第6回理事会において専決補正を行った一般会計収支予算の承認について
- 議案第1号 農業水路等長寿命化・防災減災事業 逆水2号堰地区の施行について
- 議案第2号 令和3年度各会計収支予算の第三次補正（案）について
- 議案第3号 未収賦課金の5年超過における不納欠損処分について
- 議案第4号 令和4年度事業計画（案）について
- 議案第5号 令和4年度歳計現金及び積立金等の預入先指定、各事業の借入限度額等の設定について
- 議案第6号 令和4年度組合費等及び収支予算（案）について

令和4年度組合費及び決済金基準額

○本年度の組合費は、次のとおりです。

単位：円 / 10a

賦課種別	賦課基準	賦課期日	納入期限
経常賦課金	田 1,200/ 畑 400	R4.6.27	R4.7.27
維持管理賦課金	1,600	R4.6.27	R4.7.27
国営二期事業償還賦課金	2,730	R4.6.27	R4.7.27
施設改修賦課金	396	R4.6.27	R4.7.27
麻生新田堰施設改修賦課金	177	R4.6.27	R4.7.27
県営かんがい排水事業償還賦課金	高・新 366/ 坂 401/ 本 7,864	R4.6.27	R4.7.27
防災減災事業償還賦課金	124	R4.6.27	R4.7.27
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	1,766	R4.9.27	R4.10.27

○本年度の地区除外決済金基準額は、次のとおりです。

単位：円 / m²

賦課金の種類	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営二期事業	-	-	-	19	-
県営かんがい排水事業					-
維持管理費	53	53	53	53	15
防災減災事業					-
宇内地区基盤整備事業	-	-	-	5	-

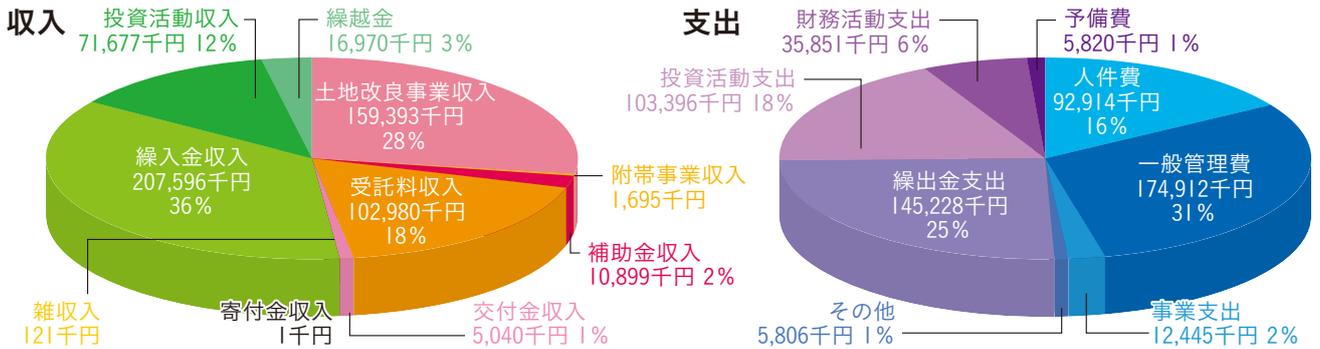
※令和4年度に農地転用等により地区除外する場合でも、当該年度の賦課金は徴収します。

令和4年度収支予算

令和4年度一般会計収支予算

(単位：千円)

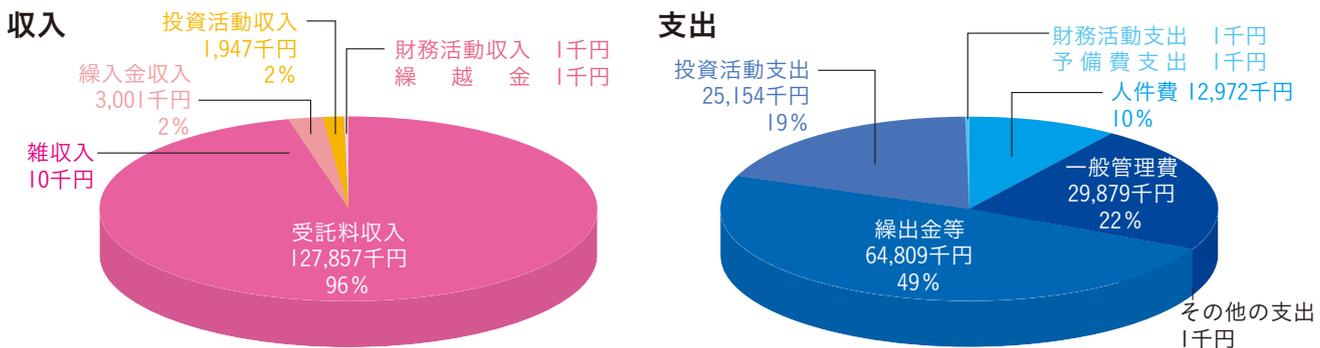
収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
1. 事業活動収入	487,725	1. 事業活動支出	431,305
・ 土地改良事業収入	159,393	・ 人件費	92,914
・ 附带事業収入	1,695	・ 一般管理費	174,912
・ 補助金等収入	10,899	・ 事業支出	12,445
・ 受託料収入	102,980	・ その他の支出	5,806
・ 交付金収入	5,040	・ 繰出金支出	145,228
・ 寄付金収入	1		
・ 雑収入	121		
・ 繰入金収入	207,596		
2. 投資活動収入	71,677	2. 投資活動支出	103,396
3. 財務活動収入	0	3. 財務活動支出	35,851
4. 繰越金	16,970	4. 予備費支出	5,820
収入合計	576,372	支出合計	576,372



令和4年度新宮川ダム発電所特別会計収支予算

(単位：千円)

収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
1. 事業活動収入	130,868	1. 事業活動支出	107,661
・ 受託料収入	127,857	・ 人件費	12,972
・ 雑収入	10	・ 一般管理費	29,879
・ 繰入金収入	3,001	・ その他の支出	1
2. 投資活動収入	1,947	・ 繰出金支出	64,809
3. 財務活動収入	1	2. 投資活動支出	25,154
4. 繰越金	1	3. 財務活動支出	1
収入合計	132,817	4. 予備費支出	1
		支出合計	132,817



令和4年度配水計画

(1) 配水期間

水利使用規則（新宮川ダム等及び三貫頭首工等）による期間とする。

代掻き期：5月6日から5月20日まで

普通期：5月21日から9月10日まで

非かんがい期：9月11日から翌年5月5日まで

※宮川頭首工及び高橋頭首工（左岸）は、水田直播の許可を得ており、代掻き期が4月11日からとなる。

(2) 配水計画

水利使用規則（新宮川ダム等及び三貫頭首工等）による取水量以内とする。

①新宮川ダムの用水は、水利使用規則に基づき国営管理計画により使用する。

②防災ダムの用水は、水利使用規則に基づき使用する。（5月17日から6月20日まで）

③大窪ため池、鬼渡ため池、大沢入ため池の用水は、新宮川ダム用水より先に使用する。

※大谷地ため池の用水は、下流の二岐ダムを先に使用し、その後の使用とする。

※天候、新宮川ダムの状況により、理事会等において配水期間及び計画を変更する場合がある。

(3) 渇水時の対応

新宮川ダム水位が渇水線まで低下する恐れがある場合または明らかに地域用水が不足している場合には、理事会で決定し水利委員長に通知し、用水ブロックかんがいに移行します。

(4) パイプライン分水調整について

ダムの貯水量に応じて、出穂期用水を確保するため6月25日から7月25日までの1ヶ月間、分水調整を行う見込みですので、ご協力をお願いします。

なお、降雨によってダムに十分な貯水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除します。

※切り替え操作は午前中に行います。

←→：水を流す期間

用水ブロック名	6/25 開始	6/30	7/5	7/10	7/15	7/20	7/25 終了
会津美里町高田地域	←→			←→			←→
会津美里町新鶴地域	←→	←→			←→		←→
会津坂下町	←→		←→			←→	←→
田沢第1分水工	←→	←→			←→		←→
上台分水工	←→						←→
津尻9-0分水工	←→						←→

計画的な用水配分を行うためのお願い

- ①掛け流しはしないでください。用水を掛け流しすると、出穂期以降に安定した用水を供給することが困難になります。
- ②ゲートの操作については、各地区の水利委員または施設管理者が行いますので、勝手に操作はしないでください。
- ③水量調整や施設に関する要望は、各地区の水利委員をとおして土地改良区まで連絡をお願いします。また、土地改良区が管理・調整を行うパイプラインの用水配分調整は、福島県が管理する新宮川ダム放流量と密接に関連しております。必要に応じて地区代表者または地区水利委員と協議を行いながら分水量を調整しますので、組合員個人からの調整依頼には応じません。

発電に関する大切なお知らせ

固定価格買取制度とは

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源で発電した電気を、電力会社などが一定期間同じ価格で買い取ることを国が約束する制度です。

本土地改良区が管理する新宮川ダム発電所は、小水力発電を行っており、固定価格買取制度の認定を受けたことで、高単価で売電収入を得ることができました。

固定価格買取制度の導入メリット

当初の売電収入は約4,800万円【単価9円（税抜）】でしたが、固定価格買取制度を導入したことで、売電収入が約12,900万円【単価24円（税抜）】になりました。その一部を土地改良区が管理する施設の維持管理経費に充当することで、組合員の負担軽減を図り賦課金の単価を抑えながら、維持管理事業を行ってきました。

直面している問題

令和6年10月に固定価格買取制度が期間満了となることで、土地改良区が管理する施設の維持管理経費に充当してきた約5,600万円を見込めなくなるため、対策が必要となります。

【新宮川ダム発電所特別会計 売電収入 12,900 万円の支出の内訳】

事務費 約2,200万円	各施設の電気料 約900万円	発電所維持管理のための積立金 約2,600万円	発電所の維持管理費 約1,600万円	土地改良区が管理する施設の維持管理経費に充当 約5,600万円
-----------------	-------------------	----------------------------	-----------------------	------------------------------------

直面している問題の打開策

不足する維持管理経費約5,600万円を賦課金単価に換算すると、10aあたり約1,500円の増額になってしまいますが、組合員の負担急増を抑えるため、下記打開策を講じます。

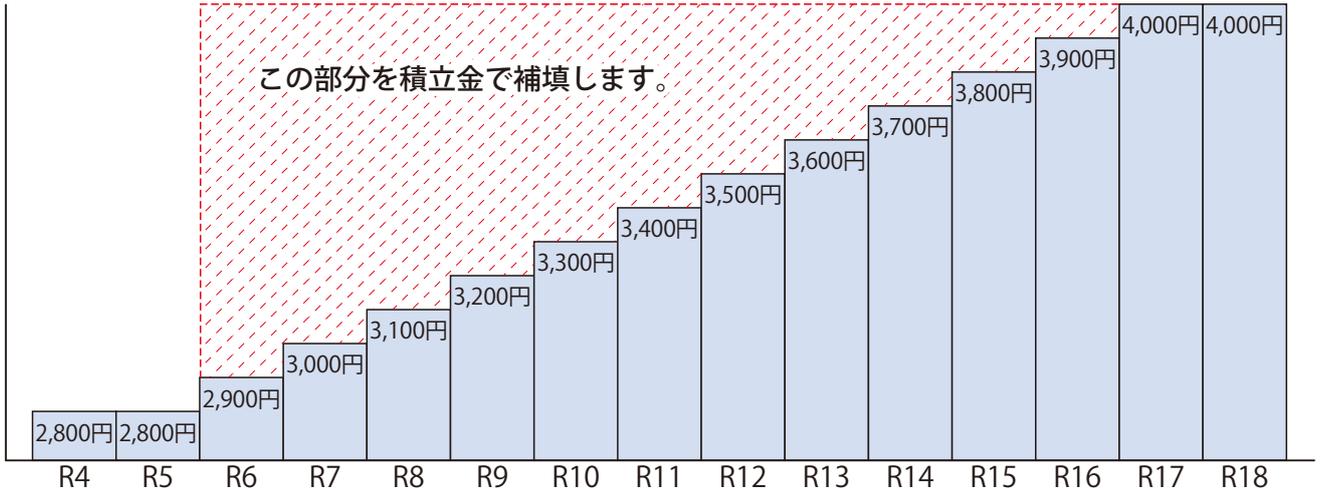
① 修繕計画の見直しと補助金の増額

修繕計画の見直しを行いながら、維持管理経費の削減を図っていきます。併せて、修繕計画等の見直しに伴う補助金の増額を図り、約700万円の維持管理経費見合分の捻出を図ります。

② 賦課金単価の激変緩和措置

賦課金単価の急増に備え、激変緩和のための積立てを行ってきました。その積立金を補填しながら、賦課金単価を緩やかに引き上げます。

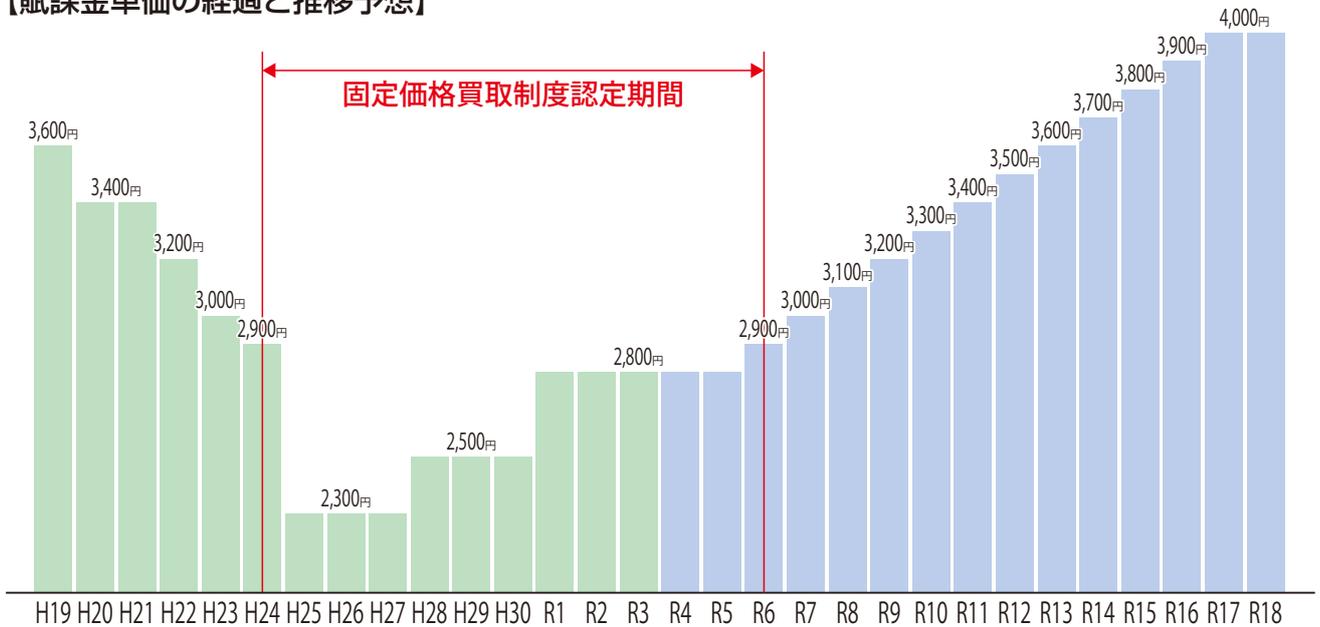
【2つの対策を行った後の賦課金単価の推移シミュレーション(案)】



※上記賦課単価は、維持管理賦課金単価と経常賦課金単価の合計額です。

うち、経常賦課金単価のみ物価上昇分を加味しています。

【賦課金単価の経過と推移予想】



このような時は、土地改良区に届け出をしてください

組合員資格や農地に変更があったとき

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更
- 農地を相続
- 農地を賃貸借契約または解約
- 経営を移譲する場合
- 住所が変更

農地を転用するとき

- 宅地や駐車場などに転用
- 道路などの公共用地のために売買

土地改良施設を利用するとき

- 水路に橋を架けて出入り口にしたい
- 土地改良区所有地に看板などを建てたい

■公共機関(法務局、市、町、農業委員会)で手続きが完了しても、土地改良区へ届出をしなければ台帳や組合員名などは変更されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。

■賦課金は、毎年4月1日現在の台帳面積及び組合員名で賦課されます。変更等があったときは、早めに土地改良区へ届出をしてください。

賦課金の期限内納入にご協力ください

	賦課期日	納付期限
前期賦課金	令和4年6月27日	令和4年7月27日
後期賦課金	令和4年9月27日	令和4年10月27日

※後期賦課金は、宇内地区基盤整備事業償還賦課金のみです。

■納入方法

- ①会津よつば農業協同組合窓口での現金納入
- ②土地改良区発行の払込取扱票（コンビニ・郵便局）で納入
- ③口座振替

■口座振替の方は、納付期限前に残高の確認をお願いします。

■口座振替、コンビニでの納入は、届出が必要です。ご希望の方は、土地改良区にご連絡ください。

「賦課金口座振替領収証」の発行を廃止します

経費削減及び省資源化の推進のため「賦課金口座振替領収証」の発行を廃止させていただきます。

今後はお手数ですが、預貯金通帳等で振替結果をご確認いただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

「賦課金口座振替領収証」は確定申告に添付する必要はありませんが、特別に領収書が必要な方には別途対応いたしますので、土地改良区までご連絡ください。

退職職員及び新規採用職員の紹介

【退職職員】

令和4年3月31日付けで、総務課庶務係兼会計係渡部浩美さんが退職いたしました。組合員の皆様には、長い間大変お世話になりました。

現在は、継続雇用により総務課専門員として引き続き勤務しております。これからもよろしくお願いいたします。

【新規採用職員】

令和4年4月1日付けで、3名の新規採用職員が加わりました。どうぞよろしくお願いいたします。



事業課管理係
主事 邊見知弘



事業課管理係
主事 芥川祐太郎



総務課賦課徴収係兼会計係
主事 秋山果穂

【発行】会津宮川土地改良区

〒969-6266 福島県大沼郡会津美里町字油田1545
TEL 0242-54-7154 FAX 0242-54-3596

mail(代表) midori-net@aizumiyakawa.jp
ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>